

# 厚木市保健福祉センター貸館案内

## 施設の概要

部屋名	定員	面積	使用料 (1時間)
ホール	400人	534m <sup>2</sup>	2,500円

●利用時間 9:00～21:30

●休館日 年末年始(12月29日から1月3日)、毎月第3土曜日、設備点検日

※21:00～21:30の使用についても、1時間分の使用料となります。

## 使用申請方法

- 使用申請は、**公共施設予約システム**によって行います。
  - 公共施設予約システムで使用申請するためには、**団体登録**が必要です。
  - 団体登録ができるのは、**次の要件**を満たす団体です。
    - 5人以上で構成される団体であること。
    - 構成員の過半数が、市内に居住し、通勤し、又は通学する方であること。
    - 代表者が16歳以上の方(年度内に16歳になる者を含む。)であること。
  - 団体登録をするためには、平日の8:30～17:15の間に、団体構成員の方が次の書類を持参の上、保健福祉センター1階窓口までお越しください。
    - 団体の構成員名簿
    - 団体登録手続きに来る方の本人確認書類(免許証等)
- ※団体登録ができない場合は、御相談ください。

## 使用当日の流れ

当日、1階総合案内横の券売機で利用券を購入し、総合案内に提出してください。

部屋の鍵、備品、使用報告書等は、**使用開始時刻の5分前から**お渡しします。

使用後は、部屋の鍵、備品等を返却し、あわせて使用報告書を記入して提出してください。

## 使用上の注意事項

---

使用にあたっては、以下に掲げる事項を遵守してください。守られなかった場合、厚木市保健福祉センター条例及び厚木市保健福祉センター条例施行規則の定めるところにより、使用の中止や入場の拒否又は制限等の対応を取ることがあります。

●センターの駐車場は、車椅子使用の方、自立歩行の困難な方及び介助の必要な方のみ利用できます。それ以外の方は、近隣の有料駐車場を御利用ください。

●蓋つきの容器に入った飲料を飲むことは可です。

●次に掲げる事項は禁止とします。

- (1) 各部屋の定員を超えて使用すること
- (2) 許可された以外の部屋、設備、備品等を使用すること
- (3) 附属設備等をセンター外へ持ち出すこと
- (4) 火気を使用すること
- (5) 建物、設備、備品等を損傷又は損壊すること
- (6) 物品の販売、金品の寄附募集等を行うこと
- (7) 危険物又は不潔な物を持ち込むこと
- (8) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為を行うこと
- (9) 飲酒又は指定場所以外で喫煙すること
- (10) ごみを放置すること

# 厚木市保健福祉センター貸館案内

## 《福祉団体の皆様用》

### 施設の概要

部屋名	定員	面積	使用料 (1時間)
ホール	400人	534m <sup>2</sup>	2,500円

●利用時間 9:00～21:30

●休館日 年末年始(12月29日から1月3日)、毎月第3土曜日、設備点検日

※21:00～21:30の使用についても、1時間分の使用料となります。

### 使用申請方法

#### ●通常の使用申請方法

1 使用申請は、公共施設予約システムによって行います。

2 公共施設予約システムで使用申請するためには、団体登録が必要です。

3 団体登録ができるのは、次の要件を満たす団体です。

(1) 5人以上で構成される団体であること。

(2) 構成員の過半数が、市内に居住し、通勤し、又は通学する方であること。

(3) 代表者が16歳以上の方(年度内に16歳になる者を含む。)であること。

4 団体登録をするためには、平日の8:30～17:15の間に、団体構成員の方が次の書類を持参の上、保健福祉センター1階窓口までお越しください。

(1) 団体の構成員名簿

(2) 団体登録手続きに来る方の本人確認書類(免許証等)

※団体登録ができない場合は、御相談ください。

#### ●4か月前の優先予約

1 福祉団体は、使用希望日の4か月前から他の団体に先行して施設の予約ができます。

2 予約の受付は、使用希望日の4か月前の同日の、午前9時から電話にて受付開始します。

3 予約は、1月に5回までとなります。

### 減免申請方法

1 福祉団体は、使用料の減免を受けることができます。「厚木市保健福祉センター福祉団体申告書兼減免申請書」を提出してください。

2 減免が承認された場合、減免が承認された日から団体登録の有効期限までの期間中の使用について、使用料が減免されます。また、減免承認通知書を交付しますので、大切に保管してください。

## 使用当日の流れ

---

当日、1階総合案内横の券売機で利用券を購入し、総合案内に提出してください。

部屋の鍵、備品、使用報告書等は、**使用開始時刻の5分前から**お渡しします。

使用後は、部屋の鍵、備品等を返却し、あわせて使用報告書を記入して提出してください。

## 使用上の注意事項

---

使用にあたっては、以下に掲げる事項を遵守してください。守られなかった場合、厚木市保健福祉センター条例及び厚木市保健福祉センター条例施行規則の定めるところにより、使用の中止や入場の拒否又は制限等の対応を取ることがあります。

●**センターの駐車場は、車椅子使用の方、自立歩行の困難な方及び介助の必要な方のみ利用できます。**それ以外の方は、近隣の有料駐車場を御利用ください。

●蓋つきの容器に入った飲料を飲むことは可です。

●次に掲げる事項は禁止とします。

- (1) 各部屋の定員を超えて使用すること
- (2) 許可された以外の部屋、設備、備品等を使用すること
- (3) 附属設備等をセンター外へ持ち出すこと
- (4) 火気を使用すること
- (5) 建物、設備、備品等を損傷又は損壊すること
- (6) 物品の販売、金品の寄附募集等を行うこと
- (7) 危険物又は不潔な物を持ち込むこと
- (8) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること
- (9) 飲酒又は指定場所以外で喫煙すること
- (10) ごみを放置すること

厚木市保健福祉センター

☎046-225-2525